

ぐんま 100km ウォーク 大会要綱

この要綱は「ぐんま100kmウォーク」を開催するに当たり大会を円滑に、かつ安全に開催することを目的に定める。

(名称)

第1条 大会の名称は「ぐんま100kmウォーク（以下「本大会」という。）」と称する。

(大会趣旨)

第2条 感謝、感激、感動を忘れない（完歩だけがすべてではなく、何を感じるかを大切にしたい。）

2. ゴールタイムを競わない（走らない。共に支えあい、助け合う心の大切さを共有したい。）

3. 我武者羅に挑戦する（自分の限界を超え、今まで体験したことのない感動を味わう。）

(運営)

第3条 運営は「ぐんま100kmウォーク実行委員会（以下、「実行委員会」という。）」が行う。

(大会役員)

第4条 本大会には実行委員会とは別に次の役員を置く。

大会会長 1名

大会副会長 1名

運営委員 若干名

(大会概要)

第5条 本大会の概要は以下に掲げるものとする。

(1) 開催日時 毎年5月の第2又は第3土曜日、日曜日

(2) 歩行距離 100km

(3) コース 全日本実業団対抗駅伝競走大会（通称：ニューイヤー駅伝）のコースに準ずる。

(4) 参加費 一般：10,000円 中学生以下：5,000円

(5) 募集人員 500名（先着順とする）

(6) 集合場所 前橋市役所前

(7) 受付時間 午前7:00より

(8) スタート地点及び時間 前橋市役所前、午前9:00

(9) ゴール地点 前橋市役所前

(10) 制限時間 28時間 但し、下記の所定時間内に各地点を通過すること。

① 伊勢崎市役所（約34km地点）午後5:30

② 太田市役所（約56km地点）午後11:00

③ 桐生市役所（約72km地点）翌日午前4:00

(参加資格)

第6条 本大会は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、参加することが出来る。

(1) 本大会の趣旨に賛同できること

(2) 大会規則及び公衆道徳を守れること

(3) 参加に関する同意書を提出できること

2 未成年者は、前項のほか、保護者から申込みがあり、かつ、保護者の同意が無ければ参加することが出来ない。

3 未成年者は、本大会当日までに参加に関する保護者の同意書を提出し、中学生以下は保護者同伴を条件とする。

(募集要項)

第7条 本大会開催に関し、参加に関する募集及び申込みに関して必要な事項は、別に定める。

(大会規則)

第8条 本大会の大会規則、禁止事項及び注意事項等の必要な事項は、別に定める。

(安全の確保)

第9条 実行委員会は、本大会を円滑かつ安全に開催するために、以下に掲げる安全管理措置をとるものとする。

- (1) 参加者及び運営委員全員に国内旅行傷害保険加入手続きをし、万が一の事故等の補償に備える。
- (2) 支援車両を配置し、声掛追越による事故の予防、リタイヤ者の送迎及び緊急対応をする。
- (3) 夜間歩行の安全確保のため、点灯器具の所持及び使用を義務化し、その他交通安全用品を配布する。
- (4) コースの離脱防止のため、コースマップの作成及び配布、目印の設置、交通誘導員を配置する。
- (5) その他本大会の開催に関し安全確保のために必要な措置をとる。

(保険)

第10条 前条(1)に規定する保険に関しては、以下によるものとする。

- (1) 本大会に関する万が一の事故等の補償に限定し、契約保険以外の補償はしない。
- (2) 当日の体調不良は補償の対象外となるため、事前に医師の診断を推奨する。
- (3) 保険加入の為、締め切り後の参加、参加者の入れ替え、当日の参加は不可とする。

(時間計測)

第11条 第5条(10)における制限時間の判定のため、歩行時間を計測する。

2. 競技ではないため、あくまでも参考時間とする。

(本大会の中止及び延期)

第12条 本大会の中止及び延期に関しては、次による。

- (1) 地震、台風、大雨、事故等で大会の開催又は続行が危険と判断された時は、中止とする。
- (2) 本大会の開催前に中止となった場合、延期せず、参加賞等の発送をもって大会運営を終了し、参加費の返金は行わない。
- (3) 本大会の中止後、遅滞なく、大会資金の清算をする。

(リタイヤ・失格事項)

第13条 以下の事項に該当する場合、参加者は失格とし、その後の歩行を禁止する。

- (1) 第5条(10)に規定する地点において、制限時間内に通過できなかった者
- (2) 第8条に規定する大会規則を遵守せず、悪質と判断された者
- (3) 道路交通法及び一般的な公衆道徳を遵守せず、迷惑行為や危険行為が悪質と判断された者
- (4) その他実行委員会の運営委員及び交通誘導員が、危険かつ悪質と判断した場合

(後援)

第14条 本大会開催にあたり、関係機関へ後援を要請し、大会の充実を図る。

(映像権及び肖像権)

第15条 本大会に関する映像権及び肖像権ほかは実行委員会に帰属する。

2. 参加者は映像等を公式 web サイト及びブログ等に該当者の承諾の有無に関係無く使用する事を了承するものとする。

(個人情報保護に関する基本方針)

第16条 実行委員会は、以下に該当する場合を除き、参加者本人の許可なく第三者に個人情報を開示しない。

- (1) 本大会の成果を HP に個人名、写真等を公開する場合。
- (2) 後援先の新聞等に掲載する場合。

(改定)

第17条 本大会要綱の改定は実行委員会の承認を以って改定とする。

(施行日)

第18条 本大会要綱は2015年11月24日を以って施行する。

(附則) 本大会要綱は、2019年11月1日を以って、改定施行する。